



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

NEWSLETTER

「新会社法」改正条文 12 箇所の対照表

2013 年 12 月 28 日第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 6 回会議における審議により、「中華人民共和国会社法」改正に関する決定が採択され、改正案には、現行の会社法に対する 12 ヶ所の改正が含まれています。改正後の新「中華人民共和国会社法」は、2014 年 3 月 1 日から施行されます。

今回の改正内容により、有限責任会社及び株式有限会社の登録資本に対する各要求が緩和され、その改正ポイントには以下の 3 点が含まれています。①第 7 条第 2 項における「払込済資本」を削除し、払込済資本を営業許可証の記載事項としない、②第 27 条第 3 項の「株主全体の貨幣出資金額は、有限責任会社の登録資本の 30 パーセントを下回ってはならない。」を削除、③第 29 条の「株主は、出資を払い込んだ後に、法により設立された出資検査機構による出資検査を経て、証明を発行させなければならない。」を削除。具体的な改正内容については、以下の表をご参照ください。

世民律師事務所は、1999 年に設立されたパートナーによる弁護士事務所であり、日本国内、中国国内の日系企業及びその他外資系企業に対して広範囲にわたる法律サービスを提供する総合法律サービス機構で、涉外法律サービスを中心に、経験を絶えず積み、お客様に全方位的な法律サービスを提供しています。

本速報中の情報及び内容に関するご質問・ご相談等は、弊所にご連絡ください。

E-mail : info@shiminlaw.com

上海 +86-21-6882-5007

北京 +86-10-5811-6181

広州 +86-20-3825-1500

大連 +86-411-3960-8570

東京 +81-3-5575-2537

ニューヨーク +1-646-254-6388

フィラデルフィア +1-267-519-8196

改正内容	従来の規定
(一) 第7条第2項の「払込済資本」を削除	第7条 法により設立される会社については、会社登記機関が会社営業許可証を発行する。会社営業許可証の発行日を会社の設立日とする。 会社営業許可証には、会社の名称、住所、登録資本、払込済資本、経営範囲及び法定代表者の氏名等の事項を記載しなければならない。 会社営業許可証に記載された事項に変更が生じた場合には、会社は、法により変更登記手続をしなければならない。会社登記機関が営業許可証を交換・発行する。
(二) 第23条第(2)号を以下のとおり改正：(2)会社定款の規定に適合する株主全体が払込みを引き受けた出資額	第23条 有限責任会社を設立する場合には、次の各号に掲げる条件を有さなければならない。 (1) 株主が法定人数に適合すること。 (2) 株主の出資が法定資本最低限度額に達すること。 (3) 株主が共同で会社定款を制定すること。 (4) 会社名称を有し、有限責任会社の要求に適合する組織機構を確立すること。 (5) 会社の住所を有すること。
(三) 第26条を以下のとおり改正：「有限責任会社の登録資本は、会社登記機関において登記した株主全体が払込みを引き受けた出資額とする。 法律、行政法規及び国务院の決定に有限責任会社の登録資本の払込済資本、登録資本の最低限度額について別段の定めがある場合には、当該規定に従う。」	第26条 有限責任会社の登録資本は、会社登記機関において登記した株主全体が払込みを引き受けた出資額とする。会社の株主全体の初回の出資額は、登録資本の20パーセントを下回ってはならず、法定の登録資本最低限度額を下回ってもならず、残りの部分は、株主が会社成立の日から2年内に全額を払い込む。そのうち投資会社については、5年内に全額を払い込むことができる。 有限責任会社の登録資本の最低限度額は、人民幣3万元とする。法律及び行政法規に有限責任会

	社の登録資本の最低限度額について、これより高い規定がある場合には、当該規定に従う。
(四) 第 27 条第 3 項を削除	第 27 条 株主は、貨幣を用いて出資することができ、現物、知的財産権及び土地使用権等の、貨幣を用いて価額を評価することができ、かつ、法により譲渡することができる非貨幣財産を用いて価額を決定して出資することもできる。ただし、法律及び行政法規の規定により出資としてはならない財産を除く。 出資とする非貨幣財産については、評価して価額を決定し、財産を確認しなければならず、高く評価し、又は低く評価して価額を決定してはならない。法律及び行政法規に評価による価額決定について規定がある場合には、当該規定に従う。 株主全体の貨幣出資金額は、有限責任会社の登録資本の 30 パーセントを下回ってはならない。
(五) 第 29 条を削除	第 29 条 株主は、出資を払い込んだ後に、法により設立された出資検査機構による出資検査を経て、かつ、証明を発行させなければならない。
(六) 第 30 条を第 29 条へ変更し、以下のとおり改正：「株主は、会社定款に定める出資を全額引き受けた後に、株主全体が指定した代表又は共同で委託した代理人が、会社登記機関に対して会社登記申請書及び会社定款等の文書を報告・送付し、設立登記を申請する。」	第 30 条 株主の初回の出資が法により設立された出資検査機構による出資検査を経た後に、株主全体が指定した代表又は共同で委託した代理人が、会社登記機構に対して会社登記申請書、会社定款及び出資検査証明等の文書を報告・送付し、設立登記を申請する。
(七) 第 33 条第 3 項における「及びその出資額」を削除	第 33 条 有限責任会社には、株主名簿を備え置き、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 株主の氏名又は名称及び住所 (2) 株主の出資額 (3) 出資証明書の番号

	株主名簿に記載された株主は、株主名簿により株主としての権利の行使を主張することができる。 会社は、株主の氏名又は名称及びその出資額を会社登記機関に対し登記しなければならない。登記事項に変更が生じた場合には、変更登記手続きをしなければならない。登記又は変更登記を経ていない場合には、第三者に対抗してはならない。
(八) 第 59 条第 1 項を削除	第 59 条 一人有限責任会社の登録資本の最低限度額は、人民幣 10 万元とする。株主は、会社定款に定める出資額の全額を一括して払い込まなければならない。 1 名の自然人は、投資して 1 つの一人有限責任会社のみを設立することができる。当該一人有限責任会社は、新たな一人有限責任会社を投資して設立することはできない。
(九) 第 77 条を第 76 条に変更し、第 (2) 号を以下のとおり改正：「(2) 会社定款に定める発起人全員が引き受ける株式資本総額又は募集する払込済株式資本総額に適合すること。」	第 77 条 株式有限会社を設立する場合には、次の各号に掲げる条件を有さなければならない。 (1) 発起人が法定人数に適合すること。 (2) 発起人が引き受け、及び募集する株式資本が法定資本最低限度額に達すること。 (3) 株式の発行及び設立準備に係る事項が法律の規定に適合すること。 (4) 発起人が会社定款を立案し、募集方式を採用して設立する場合には、創立総会の採択を経ること。 (5) 会社名称を有し、株式有限会社の要求に適合する組織機構を確立すること。 (6) 会社の住所を有すること。
(十) 第 81 条を第 80 条に変更し、第 1 項を以下のとおり改正：「株式有限会社が発起設立方式を採用して設立される場合には、登録資本は、会社登記期間において登記した、発起人全員が引き受ける株式	第 81 条 株式有限会社が発起設立方式を採用して設立される場合には、登録資本は、会社登記期間において登記した、発起人全員が引き受ける株式資本総額とする。会社の発起人全員の初回出資額

資本総額とする。発起人が引き受けた株式を全額払い込む前においては、他人に対して株式を募集してはならない。 第3項を以下のとおり改正：法律、行政法規及び国务院の決定に株式有限会社の登録資本の払込済資本、登録資本の最低限度額について別段の定めのある場合には、当該規定に従う。」	は、登録資本の20パーセントを下回ってはならず、残りの部分は、発起人が会社成立の日から2年以内に全額を払い込む。そのうち投資会社は、5年以内に全額を払い込むことができる。全額を払い込む前においては、他人に対して株式を募集してはならない。 株式有限会社が募集方式を採用して設立される場合には、登録資本は、会社登記機関において登記した払込済株式資本総額とする。 株式有限会社の登録資本の最低限度額は、人民幣500万元とする。法律又は行政法規に株式有限会社の登録資本の最低限度額についてより高い規定がある場合は、当該規定に従う。
(十一) 第84条を第83条へ変更し、第1項を以下のとおり改正：「発起設立方式により株式有限会社を設立する場合には、発起人は、会社定款の規定により当該発起人が引き受ける株式を書面により全額引き受け、かつ、会社定款の規定に従い出資を払い込まなければならない。非貨幣財産により出資する場合には、法によりその財産権の移転手続をしなければならない。」 第3項を以下のとおり改正：「発起人は、会社定款に定める出資を払い込んだ後に、董事会及び監事会を選挙し、董事会が会社登記機関に対し会社定款及び法律、行政法規に定めるその他の文書を報告・送付し、設立登記を申請しなければならない。」	第84条 発起設立方式により株式有限会社を設立する場合には、発起人は、会社定款に定める当該発起人が引き受ける株式を書面により全額引き受けなければならない。一回で払い込む場合には、直ちに出資を全額払い込まなければならない。分割して払い込む場合には、直ちに初回の出資を払い込まなければならない。非貨幣財産をもって出資する場合には、法によりその財産権の移転手続をしなければならない。 発起人は、前項の規定どおりに出資を払い込まない場合には、発起人合意により連帯責任を負わなければならない。 発起人は、初回の出資を払い込んだ後に、董事会及び監事会を選挙し、董事会が会社登記機関に対して会社定款、法により設立された出資検査機構が発行した出資検査証明及び法律又は行政法規に定めるその他の文書を報告・送付し、設立登記を申請しなければならない。
(十二) 第178条第3項を削除	第178条 会社は、登録資本を減少する必要がある場合には、貸借対照表及び財産目録を作成しなければならない。 会社は、登録資本減少の決議をした日から10日以内に債権者に通知し、かつ、30日以内に新聞上に公

告しなければならない。債権者は、通知書を受領した日から 30 日以内に、通知書を受領していない場合には公告の日から 45 日以内に、会社に対して債務を弁済し、又は相応する担保を提供するよう要求する権利を有する。

会社の減資後の登録資本は、法定の最低限度額を下回ってはならない。

今回の「会社法」改正の目的は、国家工商総局が 12 月 29 日に発表したように、「会社法」改正により更に会社設立の基準を引き下げ、投資家の負担を軽減し、会社参入に便宜を図ることにあります。「会社法」の改正により、従来の有限責任会社の登録資本が人民幣 3 万元、一人有限責任会社の登録資本が人民幣 10 万元という最低限度額に関する規定が削除されました。しかし第 26 条第 2 項では、「法律、行政法規及び国务院の決定に有限責任会社の登録資本の払込済資本、登録資本の最低限度額について別段の定めがある場合には、当該規定に従う。」と規定されているため、有限責任会社の登録資本最低限度額が今後引き続き存在するかについては、今後の関連立法において、関連部門がその他の法律、行政法規及び国务院の決定の中で引き続き登録資本の最低限度額を設定するか否かによります。

また三資法（中外合弁企業法、中外合作企業法、外資企業法）においては、いずれも外商投資企業の設立及び登録資本の変更に関連する出資比率、出資方式、出資期限及び出資検査等の手続が詳細に規定されています。今回の「会社法」改正後に、「会社法」と三資法をどのように関連づけるかについては今後注目される問題となるでしょう。現行の中外合弁経営企業法、外資企業法、中外合作経営企業法の改正については既に第 12 期全国人民代表大会常務委員会の立法計画に組み入れられており、改正後の三資法は、商事登記制度改革及び「会社法」の改正で示された方向性と一致するものと予想されます。

弊所の声明

本速報は、弊所のクライアントを含むがこれに限らない第三者に対して最新の法律面での情報を提供するためにのみ使用されるものとし、かつ、効力を有する法律意見書ではない。弊所の発行する正式な法律意見書の確認を経ずに、本件速報の内容を、会社の方策決定を含むがこれに限らない特定の状況下で有効な法的根拠として引用してはならない。